

2025 大阪府「女性に対する暴力をなくす運動」 府民向けセミナー

けんかと暴力の境界線
～「女性に対する暴力」の基礎知識

2025年11月25日
弁護士 岡崎倫子
(きずな大阪法律事務所)

暴力とは？

暴力＝身体的暴力だけではない。精神的、経済的、性的・・・
様々な法律等で「暴力」について規定

法律に規定がなければ何をやってもよい？

⇒「人権」を守る必要

お互いが対等な関係性・尊重し合える関係性

人権侵害がおきないように対応する必要

日本国憲法

第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「暴力」=人権侵害

例えば

現象としては

夫→妻 長時間の叱責

それに対して妻→夫へ 暴言（反論）

これは暴力？

（見極め方法）

対等・尊重関係が保持されているか、崩れているか。

★対等・尊重な関係が崩れている場面で何かあれば暴力=人権侵害

「暴力」=人権侵害

★対等・尊重な関係が崩れている場面で何かあれば暴力
=人権侵害

(さまざまな暴力形態)

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力

社会的暴力

子どもを巻き込んだ暴力 など

女性に対する暴力

女性から男性に対する暴力もあるのに、なぜ「女性に対する暴力」をとりあげるのか？

例えば

配偶者間の犯罪被害者

DV被害者

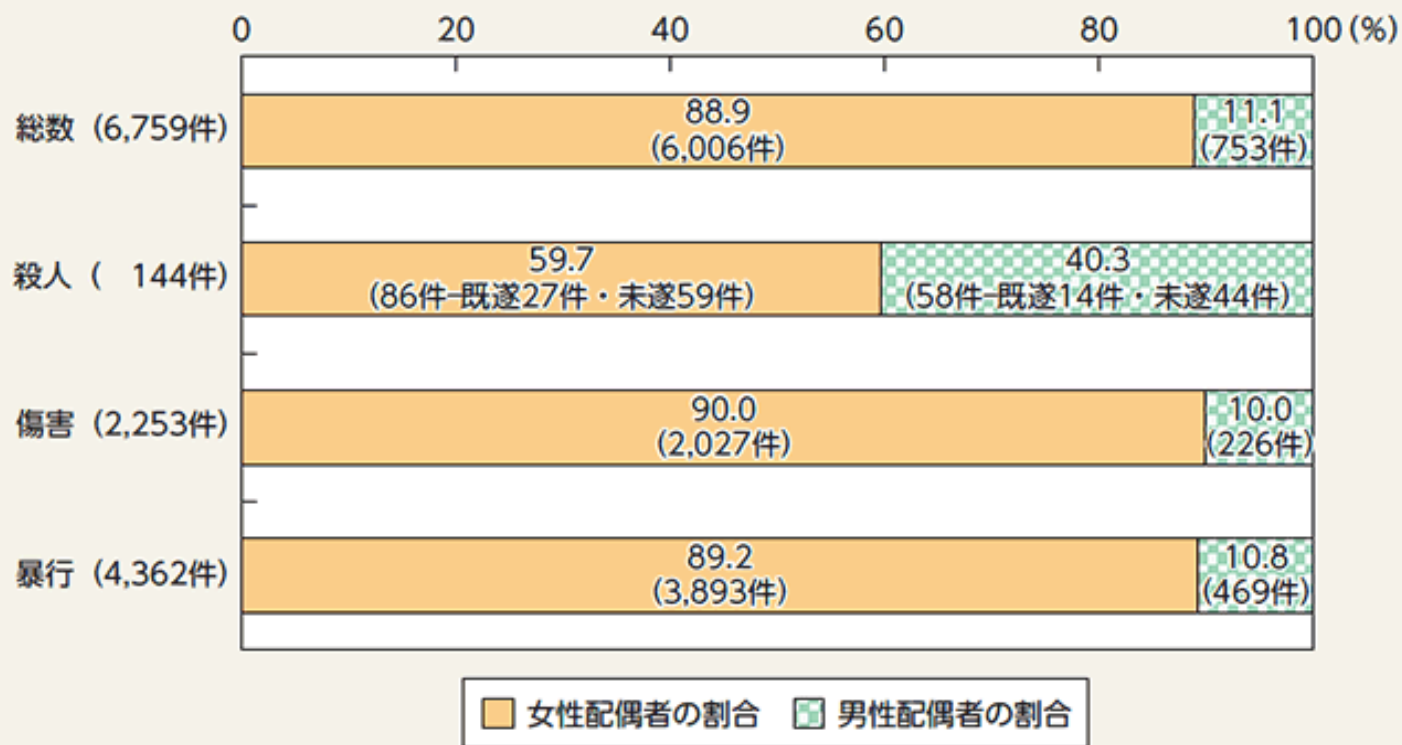
性被害の被害者

ハラスメントの被害者

女性に対する暴力

男女共同参画白書 令和3年版 I-7-2図

I-7-2図 配偶者間における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数、令和2（2020）年）



（備考）警察庁資料より作成。

女性に対する暴力

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和5年度分）

令和6年12月19日 内閣府男女共同参画局

この調査結果は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の全国313か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を令和6年12月時点でとりまとめ、集計した結果である。

1 配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数等

（1）配偶者暴力相談支援センターにおける相談の種類別相談件数等

	実 人 員				相 談 件 数										
	総 数	性 別			総 数	性 別			総 数	加害者との関係					
		女	男	その他		配偶者				離婚済	世帯の世帯主とする（しず）				
						届出あり	届出なし	届出有無不明			交際相手	元交際相手			
総 数	74,135	71,331	2,741	63	126,743	123,274	3,340	129	126,743	100,245	2,753	1,621	17,696	3,216	1,212
来 所	22,975	22,511	460	4	38,234	37,622	609	3	38,234	28,539	927	379	7,344	695	350
電 話	48,384	46,105	2,225	54	83,030	80,287	2,625	118	83,030	67,654	1,557	1,185	9,588	2,305	741
その他	2,776	2,715	56	5	5,479	5,365	106	8	5,479	4,052	269	57	764	216	121

女性に対する暴力

女性に対する暴力の現状 令和6年12月 内閣府男女共同参画局

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・被害時の年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

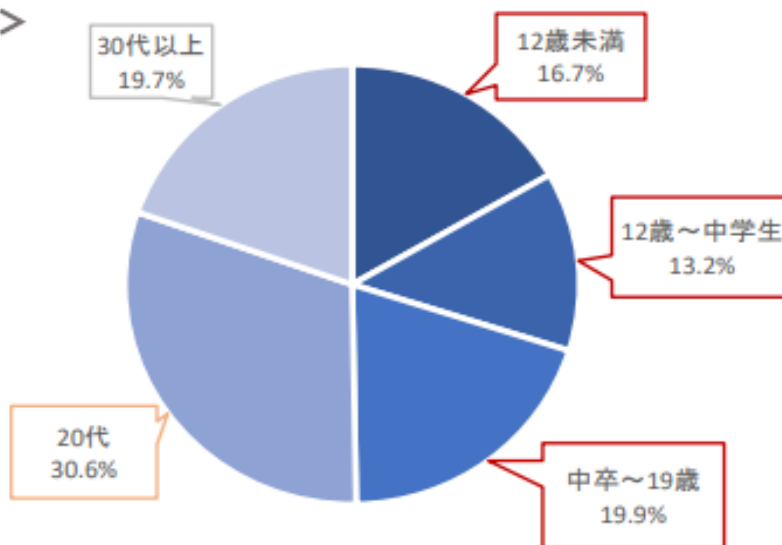
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



N=539

※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

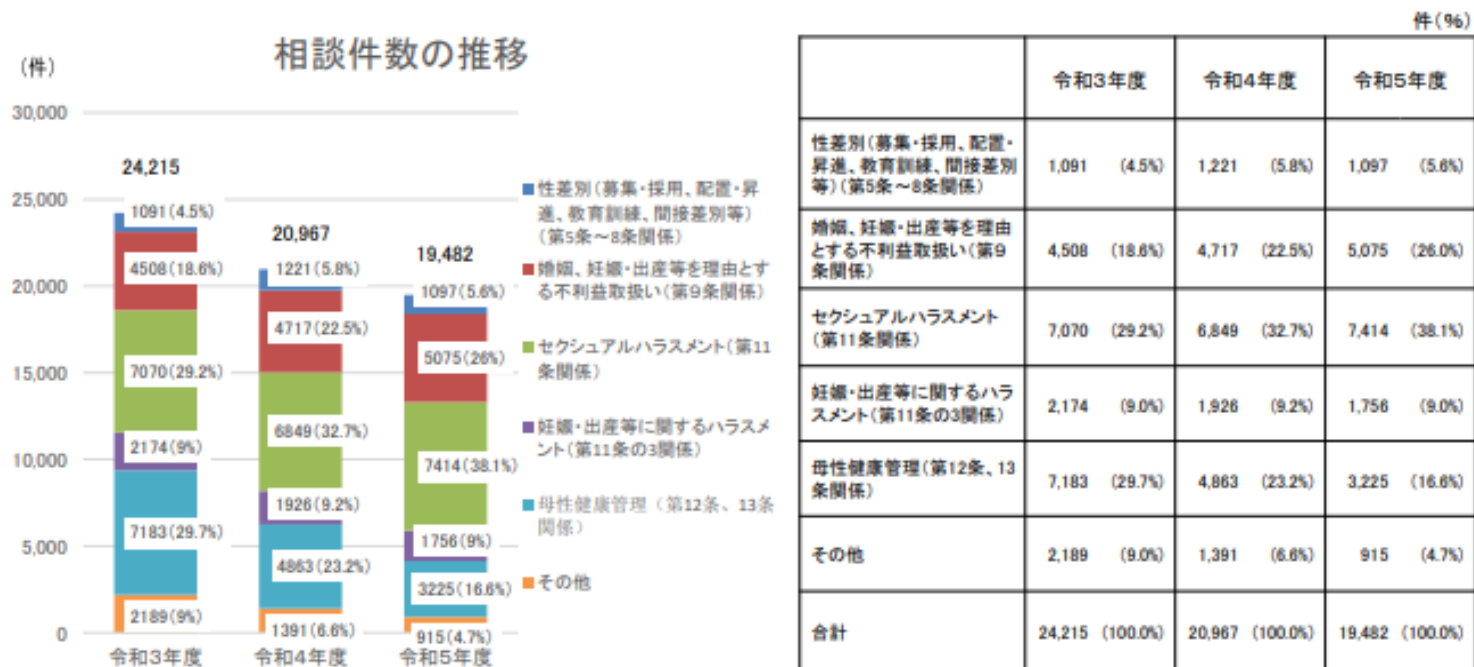
女性に対する暴力

女性に対する暴力の現状 令和6年12月 内閣府男女共同参画局

令和5年度労働局雇用環境・均等部(室)への相談件数・相談内容 (男女雇用機会均等法関係)

○均等法に係る相談は19,482件。

○労働者・事業主等からの相談内容は、「セクシュアルハラスメント」が38.1%を占めており、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が26.0%、「母性健康管理」と続いている。



資料出所：厚生労働省「令和5年度都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における法施行状況について」

女性に対する暴力

女性から男性に対する暴力もあるのに、なぜ「女性に対する暴力」をとりあげるのか？

被害者は女性が多い。

←ジェンダーに基づく暴力・行動＝構造的なもの

対等・尊重関係が構造的に崩れている（崩れやすい）

背景に、

性別役割分担意識の刷り込み

女性蔑視等の考え方

家父長制の文化・価値観等の継承（家制度）

力による支配・暴力に寛容な社会

⇒全ての人を対象とした取組が必要だが、そのうえにさらに「女性に対する暴力」対策が必要

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

- ・女性・女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約

- ・条約の締約国は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとること等が規定されている。

- ・1979年採択。日本は1985年批准

＊女子差別撤廃委員会から日本に対する直近の勧告等

DV被害者支援と子どもを守る必要性～DVとは？

DV:配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力(内閣府)

※さまざまな「暴力」が使われるが、暴力は手段にすぎない。「支配性・コントロール性」が特徴

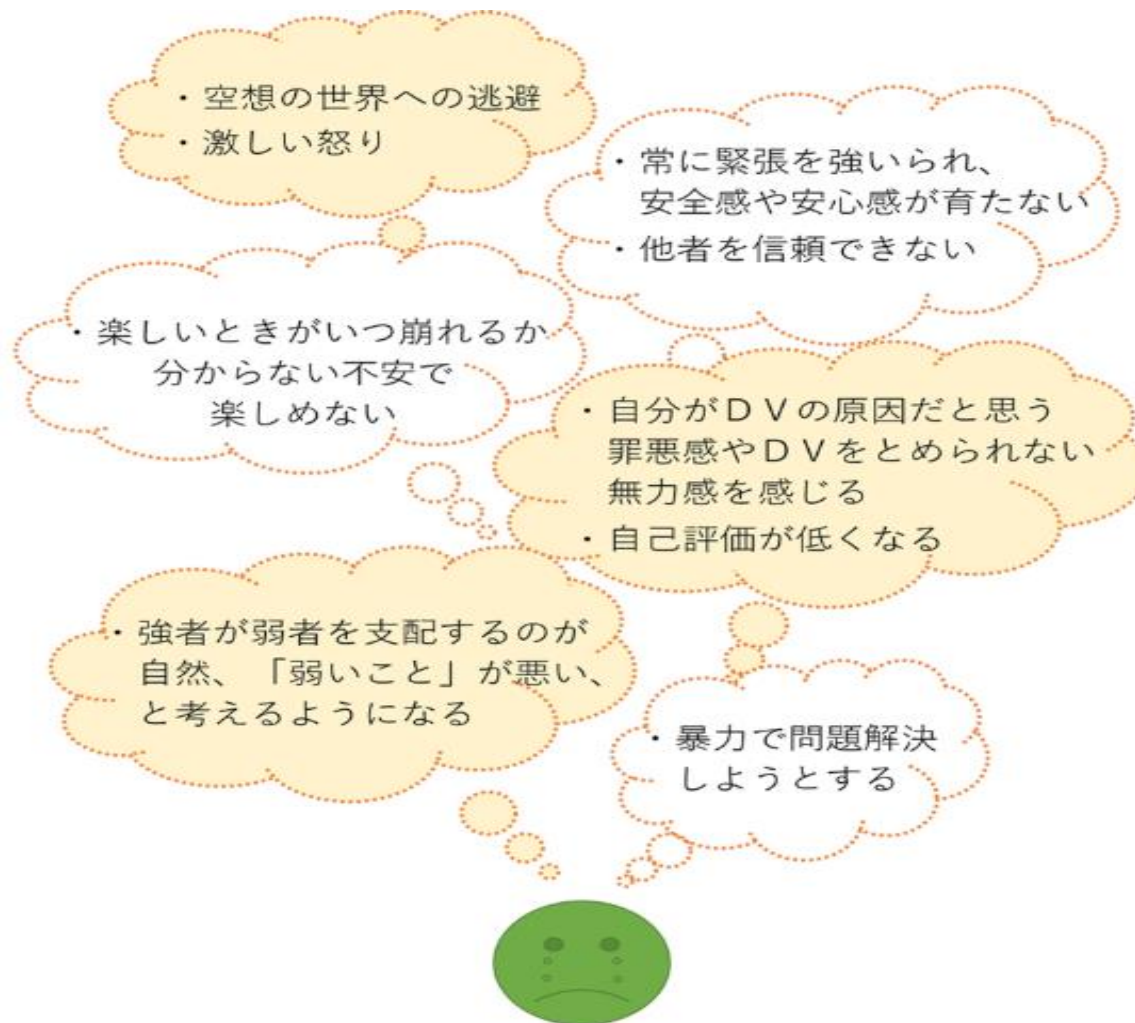
→関係性・パワーバランスがどうなっているかが重要

家庭内の暴力は長らく「夫婦げんか」と捉えられ、対応されてこなかった。
でも、ジェンダーを背景とした構造的な問題+関係性の問題=DV

DVの子どもへの影響

内閣府男女共同参画局 ホームページ

「特集 DV(ドメスティック・バイオレンス)と児童虐待ーDVは子どもの心も壊すもの 子どもへの影響」より



DVの子どもへの影響

- ・子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊すもの
- ・子どもの心や身体に様々な影響を与える

※法的には面前DVは心理的虐待に該当する

⇒DV環境から離れる、子どもを守ることが必要

⇒国としてもDVから被害者・子どもを守るための方策

最近の法改正① DV防止法

DV防止法の改正（令和5年改正→令和6年4月1日施行）

①接近禁止命令等について発令の対象を拡大

②保護命令の種類の拡大

- ・電話等禁止命令の対象行為に新たな類型が付加
- ・子への電話等禁止命令の創設

③命令の有効期間の伸長

- ・被害者への接近禁止命令の有効期間が6ヶ月から1年に伸長
- ・退去等命令の期間は原則2ヶ月だが、住居の所有者または賃借人が被害者のみである場合、被害者からの申立てにより6ヶ月とする特例の新設

④保護命令違反に関する罰則の加重・厳罰化

- ・2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金へ加重

最近の法改正① DV防止法

内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力被害者支援情報「保護命令に関するパンフレット」より

保護命令の種類

1年間

被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間

被害者への電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間

被害者の子への接近禁止命令

被害者の子(※)の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間

被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間

被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等(※)の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族(被害者の成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2か月間

退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

最近の法改正① DV防止法

内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力被害者支援情報「保護命令に関するパンフレット」より

保護命令の要件

《接近禁止命令》

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

により

生命/心身に対する
重大な危害*を
受けるおそれが
大きいとき

《退去等命令》

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
を受けること

により

生命/身体に対する
重大な危害*を
受けるおそれが
大きいとき

※「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。

※上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。

最近の法改正② 家族法改正関係

いわゆる家族法改正について(令和6年5月24日公布→令和8年4月1日施行)

○改正の趣旨

「父母の離婚に直面する子の利益を確保するためには、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが重要であり、養育費の履行確保や安全・安心な形での適切な親子交流の実現が求められる」→それができていないので、子の利益を確保するために改正(「一問一答 令和6年民法等改正 家族法制の見直し(親権・養育費・親子交流等) 北村治樹編著(商事法務)1頁参照)

⇒具体的な子の利益からすべて考える

最近の法改正② 家族法改正関係

いわゆる家族法改正について(令和6年5月24日公布→令和8年4月1日施行)

①親の責務等に関する規律を新設
子の利益の観点の要請

②親権・監護等に関する規律の見直し
共同親権制度の導入。ただし、子の利益を害する場合には必要的単独親権。
例) 子への虐待のおそれがあるケース、DVのおそれその他の事情により父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるケース

③養育費の履行確保に向けた見直し
法定養育費・先取特権・ワンストップ化

④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

⑤その他の見直し

最近の法改正② 家族法改正関係

※子連れ別居等について(DV被害者保護・支援関係)

「Q&A形式の解説資料(行政手続・支援編)」

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議 (令和7年8月27日取りまとめ)

14頁

(質問) 女性支援新法や配偶者暴力防止法に基づき、女性相談支援センター等でDV被害者の一時保護を行う際、被害者の子を同伴児童として保護する場合があるが、今般の改正により、こうしたDV被害者の保護や支援にどのような影響が生じるか。

最近の法改正② 家族法改正関係

(回答)

今般の改正では、

○ 家庭裁判所が親権者を指定する際、虐待等、父又は母が子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合、配偶者へのDVのおそれがあり、父母が共同して親権を行うことが困難と認められる場合等には、必ず単独親権とすること

○ DVや虐待からの避難については親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当すること(※加害行為が現に行われているときやその直後のみに限られず、加害行為が現に行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得る。)

○ このDVや虐待に関しては、殴る・蹴る等の身体的な暴力を伴うものに限定されないこと

とされており、DVや虐待のおそれがあるケースに配慮されたものとなっている。

女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の機関が行うDV被害者の保護や支援において、これまでも、共同親権であった婚姻中のDV被害者やその子に対して、一時保護等を含む必要な支援を提供することが行われてきたところであり、今般の改正により、その取扱いに変更が生じるものではない。女性相談支援センター等の機関においては、DV被害者の立場に立って相談に応じ、その相談内容に基づき、DVから保護することが必要であると判断した場合には、上記のとおり、DVや虐待からの避難については親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当することとされていることを踏まえ、ためらうことなく一時保護等の必要な支援を行う必要がある。

自分や知人が暴力を受けている可能性がある場合

法的には・・・

- ・緊急時対応

DV防止法に基づく保護命令

それ以外の接近禁止等

警察への相談等

- ・事後的には

関係を絶つ（離婚、関係解消）

暴力に対する損害賠償請求 等

となるが、まずは安全・安心な環境で過ごすことが優先。

- ・避難する

- ・早めに相談（相談自体が難しいことも多いが） ※しんどいと思ったとき

- ・自分が被害に遭っているとの自覚が得られない人もいる→周りが本人の主体性を大事にしつつ、気遣う行動をとる（生命・身体の危機がある場合には本人の主体性よりも命を優先する）

- ・受診・録音・録画・画像・日記・・・でも、資料より命が大事。無理せず、難しければ、避難後に記録化等する。

被害者にも加害者にもならないために

- ・お互いの「人権」を守る意識

=対等・尊重の関係性

- ★教育の重要性

- ★支援における留意点

- ・典型例を知る（啓発）

- ・周囲の対応

- ・属性で評価・判断をしない（無意識にしていることが多い）

- ・社会や司法がジェンダーに基づく暴力・行動（そもそもの構造等も含めて）について、より理解する必要